

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年7月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700011号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700049号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年8月10日は10万4,000円、平成18年8月11日は12万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年8月10日及び平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年8月10日及び平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成18年8月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者に係る預金取引明細表並びに複数の同僚に係る給与支給明細書(賞与)及び預金通帳により、請求者は、A社から賞与が支給され、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上述の預金取引明細表に記載されている振込額及び複数の同僚に係る給与支給明細書(賞与)から確認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間①は10万4,000円、請求期間②は12万4,000円とすることが妥当である。

さらに、請求期間①及び②に係る賞与支払日については、上述の預金取引明細表における振込日から、請求期間①は平成17年8月10日、請求期間②は平成18年8月11日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700015号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700050号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月24日の標準賞与額を21万円に訂正することが必要である。

平成16年9月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和56年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月24日

A社から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係るオンライン記録の標準賞与額は、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(平成22年9月10日受付)されているため、厚生年金保険法第75条本文該当記録とされているが、A社から提出された請求者の「16年9月分賃金支給明細書」により、請求者は、請求期間に標準賞与額35万円に相当する賞与(就労特別金35万円)の支給を受け、標準賞与額21万円に見合う厚生年金保険料(厚生年金・精勤14,259円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内である

ことから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から 21 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の賞与支払届を年金事務所に對し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700048号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700051号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成10年10月1日から平成11年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年10月から平成11年9月までの標準報酬月額については、24万円から34万円に訂正することが必要である。

平成10年10月から平成11年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年10月1日から平成11年10月1日まで

A社が加入していた厚生年金基金から、平成10年10月から1年間の標準報酬月額が国の記録と相違していると連絡があった。事業所から請求期間当時の資料をもらって確認したところ、健康保険組合、厚生年金基金及び事業所の標準報酬月額が一致しているので、年金額に反映するように、請求期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者のB社における標準報酬月額は24万円として記録されている。

しかし、B社は、当時、同社が保管する「算定・月変資料(98年度)」に基づいて作成した請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を標準報酬月額34万円に相当する報酬月額として届け出たとしているところ、上述の算定・月変資料によると、請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成10年5月から同年7月までの請求者に係る報酬月額は、標準報酬月額34万円に相当する報酬月額であったことが確認できる。

また、B社並びに同社の請求期間当時の届出に関与していたC健康保険組合及びD厚生年金基金は、上述の報酬月額算定基礎届の用紙については、複写式の用紙を用いており、届出方法については、健康保険組合を経由した後に、社会保険

事務所（当時）及び厚生年金基金にそれぞれ回送していた旨回答しているため、届出に関しての事務処理に一体性があるところ、上述の健康保険組合及び厚生年金基金においても、請求者に係る請求期間の標準報酬月額は、いずれも 34 万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額は、標準報酬月額 34 万円に相当する額であったと認められることから、請求者に係る請求期間の標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700065号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700052号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月10日は14万7,000円、平成19年8月10日は17万6,000円、平成19年12月10日は17万2,000円、平成20年8月10日は18万2,000円、平成20年12月10日は22万1,000円、平成21年8月25日及び平成21年12月24日は18万円に訂正することが必要である。

平成18年12月10日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年8月10日、平成20年12月10日、平成21年8月25日及び平成21年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月10日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年8月10日、平成20年12月10日、平成21年8月25日及び平成21年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月
③ 平成19年12月
④ 平成20年8月
⑤ 平成20年12月
⑥ 平成21年8月
⑦ 平成21年12月

A社から賞与が支給されていたが、請求期間①から⑦までの標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された賞与明細書から、請

求者は、事業主から請求期間①は15万円、請求期間②及び③は17万6,000円、請求期間④は18万6,000円、請求期間⑤は22万1,000円、請求期間⑥及び⑦は18万円の標準賞与額に相当する賞与が支給され、請求期間①は14万7,000円、請求期間②は17万6,000円、請求期間③は17万2,000円、請求期間④は18万2,000円、請求期間⑤は22万1,000円、請求期間⑥及び⑦は18万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は14万7,000円、請求期間②は17万6,000円、請求期間③は17万2,000円、請求期間④は18万2,000円、請求期間⑤は22万1,000円、請求期間⑥及び⑦は18万円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑦までに係る賞与の支給日については、事業主の陳述及び同僚のオンライン記録から、請求期間①は平成18年12月10日、請求期間②は平成19年8月10日、請求期間③は平成19年12月10日、請求期間④は平成20年8月10日、請求期間⑤は平成20年12月10日、請求期間⑥は平成21年8月25日、請求期間⑦は平成21年12月24日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700002号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700053号

第1 結論

昭和22年9月24日から昭和23年3月3日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和22年9月24日、喪失年月日を昭和23年3月3日に訂正することが必要である。

昭和22年9月24日から昭和23年3月3日までの期間の標準報酬月額については、600円とすることが必要である。

昭和22年9月24日から昭和23年3月3日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和22年9月24日から昭和23年3月3日まで
訂正請求記録の対象者は、太平洋戦争に徴兵され、その後復員した。復員後の職歴については、家族も詳細はおろか概要も知らない。

今般、訂正請求記録の対象者と生年月日が同一の人物に係る年金記録が発見された。訂正請求記録の対象者は、この記録が存在する期間に各種年金に加入していたことはない。また、すべての年金記録の中で訂正請求記録の対象者と同姓同名で生年月日が同一の別の人物の存在は確認されていないことから、当該記録を訂正請求記録の対象者の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求については、i) A社B事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、訂正請求記録の対象者を記憶して

いる者がいないこと、ii) 訂正請求記録の対象者の親族に照会をしても、請求期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務先等は何も知らない旨の回答及び陳述をしていること、iii) A社は昭和58年7月に清算終了し、すでに厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、訂正請求記録の対象者の勤務実態等について確認できないことから、すでに平成28年9月7日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において確認できる、訂正請求記録の対象者と同じ氏名及び生年月日で、A社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和22年9月24日に取得し、昭和23年3月3日に喪失した基礎年金番号に統合されていない記録（以下「訂正請求に係る未統合記録」という。）について、訂正請求記録の対象者と同じ氏名及び生年月日の者は、訂正請求記録の対象者の他には存在せず、当該訂正請求に係る未統合記録は、訂正請求記録の対象者の記録である旨主張し再度訂正請求を行っているものである。

そこで、上述の旧台帳及びA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者払出簿を再度調査したところ、厚生年金保険被保険者手帳番号が訂正請求に係る未統合記録と連番で払い出され、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和22年9月24日前後に取得した複数の同僚と同じ氏名及び生年月日の未統合記録（以下「同僚の未統合記録」という。）が確認できる。

また、当該同僚の未統合記録は、訂正請求記録の対象者の出身地と同じC県東部地域に存在する事業所の被保険者記録であることが確認できること及び請求期間当時の世情を考慮すると、訂正請求記録の対象者が請求期間において、当該同僚とともにDに赴きA社B事業所に勤務していた可能性は否定できない。

さらに、オンライン記録により、訂正請求記録の対象者と同じ氏名及び生年月日である厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、訂正請求記録の対象者のほかに見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正請求に係る未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認めることが相当であり、A社B事業所の事業主は、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者資格を昭和22年9月24日に取得し、昭和23年3月3日に喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったものと認められる。

なお、昭和22年9月24日から昭和23年3月3日までの標準報酬月額については、旧台帳の記録から、600円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700007号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700054号

第1 結論

昭和32年4月1日から同年11月1日までの請求期間について、請求者のA組合における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和32年12月30日から昭和33年4月1日までの請求期間について、請求者のA組合における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和16年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年4月1日から同年11月1日まで

② 昭和32年12月30日から昭和33年4月1日まで

私は、昭和32年4月にB業のC店に入社して昭和36年10月まで住み込みで継続勤務し、その間の待遇は変わっていない。また、同店はA組合に加入しており当該組合が社会保険のことを行っていた。しかし、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、C店の当時の事業主の子及び同事業主が経営していたD社の複数の従業員の陳述により、期間は特定できないものの請求者がC店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C店が組合員として加入していたA組合は平成14年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時のC店の事業主は死亡しており、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び同台帳によると、昭和33年11月27日付けでA組合における被保険者資格取得年月日を昭和33年4月1日として払い出されている上、同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において請求者の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番もない。

さらに、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同組合にお

ける厚生年金保険の被保険者としてC店の当時の事業主の氏名が確認できるところ、上述の事業主の子は、当時の従業員は請求者1人であったが、同組合の理事だった人の話では、昔は組合員である販売店毎に厚生年金保険への加入について人数に制限があり多くの組合員は1人のみが加入していた時期があったらしいので、事業主が加入していたのであれば、従業員は加入していなかったかもしれない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700030号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700055号

第1 結論

昭和38年6月1日から昭和40年12月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和43年2月13日から昭和50年1月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和52年2月1日から昭和56年1月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年6月1日から昭和40年12月1日まで
② 昭和43年2月13日から昭和50年1月1日まで
③ 昭和52年2月1日から昭和56年1月1日まで

私は、請求期間①にはA社、請求期間②にはB社、請求期間③にはC社にそれぞれ勤務をしていたが、厚生年金保険被保険者の記録がないので、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者はA社における仕事の内容及び営業成績について具体的に記憶しており、正社員として同社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、i) 請求者のA社における雇用保険の記録が確認できないこと、ii) A社は、従業員名簿台帳には請求者の名前が確認できない旨回答していること、iii) 請求者は、A社への入社時期及び勤務期間について記憶が曖昧であること、iv) 請求者は、同僚の名前を記憶していない上、給与明細書等を所持していないことから、請求者の勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間②について、請求者は、自らB社を設立した旨陳述しているところ、

同社に係る商業登記簿謄本により、請求者が同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B社は、商業登記簿謄本で確認できる所在地及び請求者が訂正請求書に記載した所在地において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、請求者は、B社が厚生年金保険の適用事業所として届出及び保険料納付を行っていた旨陳述しているものの、当該届出及び保険料納付を確認できる資料はない。

さらに、請求者はB社における従業員の名前を記憶していない上、給与明細書等を所持していないことから、同社の厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

請求期間③について、請求者は、自らC社を設立した旨陳述しているものの、請求者が記憶する所在地において同社の商業登記簿謄本は確認できない上、オンライン記録においても、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、請求者は、C社が厚生年金保険の適用事業所として届出及び保険料納付を行っていた旨陳述しているものの、当該届出及び保険料納付を確認できる資料はない。

さらに、請求者はC社における従業員の名前を記憶していない上、給与明細書等を所持していないことから、同社の厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。